

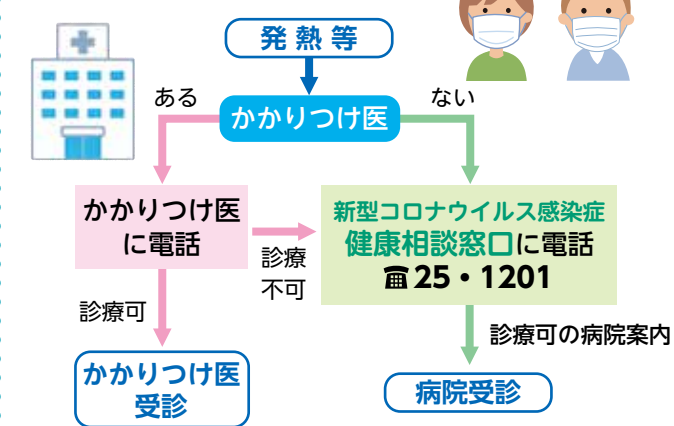
発熱等の症状がある場合の受診について

風邪の症状等で心配な場合は

発熱や咳などの症状で病院を受診するかどうか、感染しているのではないかなどの相談に、看護師が毎日24時間対応しています。心配事があれば「新型コロナウイルス感染症健康相談窓口」に電話してください。

新型コロナウイルス感染症健康相談窓口
☎25・1201、☎25・9731

受診までの流れ

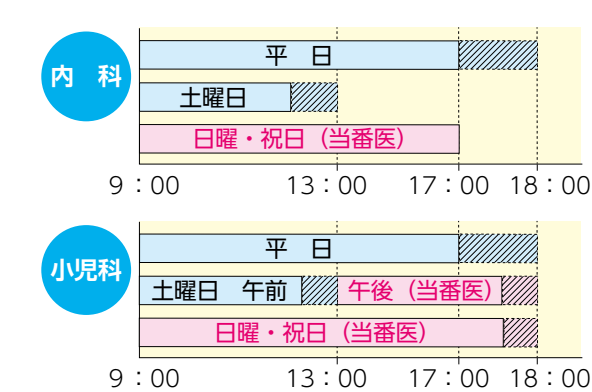


- かかりつけ医とは、定期通院や予防接種、風邪などで受診する身近な病院のことです
- かかりつけ医が複数ある場合は、重症者を受け入れる2次医療機関（市立旭川病院・旭川医科大学病院・旭川赤十字病院・旭川医療センター・旭川厚生病院）以外の受診にご協力ください

病院を受診する場合は

この時期の風邪症状は、新型コロナウイルスによるものか、季節性インフルエンザによるものかの判断が難しくなっています。スムーズな受診のため、必ず事前に「かかりつけ医」か「新型コロナウイルス感染症健康相談窓口」に電話してください。

発熱等の症状がある場合の診療時間



- 当番医は、混雑が予想されます。平日・土曜日（午前）の診療時間での受診にご協力ください
- 新型コロナウイルスの検査（行政検査＝無料）は、医師が必要と判断した場合のみ実施します。なお、小児科の当番医では実施していません
- 受診前に各病院で受付・診療時間を確認してください（診療時間の斜線部分は診療が終了している場合あり）

病院でも一人一人が感染防止対策を！

- 必ずマスクを着用し、口や鼻を確実に覆いましょう
- 不特定多数の人が多く触れる場所を触ったら、目や鼻・口に触れず、早めに手洗い・消毒をしましょう
- 待合室では間隔を空けて座りましょう

感染者と接触した可能性を知らせるシステムのご利用を

厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）

新型コロナウイルス感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができます。
※電話番号や位置情報などの個人が特定される情報は記録されません。



北海道コロナ通知システム

施設やイベント会場で登録すると、同じ場所に感染者がいたことが判明した場合に、通知を受け取ることができます。



正しく理解し、思いやりのある行動を

新型コロナウイルスに感染した人やその家族、医療従事者等への偏見や差別、誹謗中傷は許されるものではありません。不確かな情報に惑わされたり、差別等につながる行動をしないよう、思いやりのある行動をお願いします。

北海道の新型コロナウイルス人権相談窓口☎011・206・0497
（平日9：00～17：00）



心の声に耳を傾けて

新型コロナウイルス等の影響で強いストレスを受けると、不安や怒りなどで気持ちが不安定になる、頭痛や食欲不振で体調を崩すなどのストレスサインが現れる場合があります。「適度な運動」「バランスの取れた栄養・食生活」「十分な休養・睡眠」を心掛け、ストレスと上手に付き合うことが重要です。また、ストレスサインが続くときは、早めに相談してください。

【詳細】健康推進課☎25・6364

新型コロナウイルス感染拡大防止のために



日頃から新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力いただき、ありがとうございます。感染を広げないために改めて皆さんに注意してほしいことや、各種支援などをお知らせします。新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があります。「自分が感染しているかもしれない」と考えて行動するようお願いします。（令和2年12/23現在）

感染リスクが高まる「5つの場面」にご注意を！

★ 飲酒を伴う懇親会

飲酒の影響で気分が高揚すると、注意力が低下し大声での会話になりやすい。また、個室などの狭い空間に多人数が長時間にわたって滞在する、回し飲みや箸を共有することなどによって、感染リスクが高まる。



★ マスクなしでの会話

近距離でマスクをせずに会話をする、感染リスクが高まる。車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



★ 多人数や長時間におよぶ飲食

5人以上の飲食や接待を伴う飲食、はしご酒では、短時間の食事に比べて感染リスクが高まる。

★ 狭い空間での共同生活

寮などでの共同生活は、閉鎖空間を多人数で長時間にわたって共有するため、感染リスクが高まる。



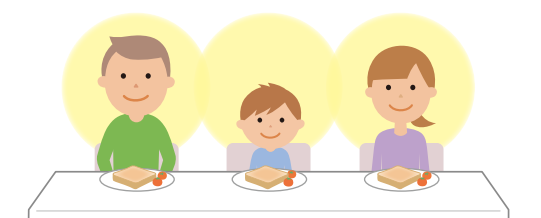
★ 居場所の切り替わり

休憩室・喫煙所など、仕事の休憩時間等で居場所が替わると、環境の変化や気の緩みにより、感染リスクが高まる場合がある。

感染リスクを下げながら食事を

食事の場面では、次のことを心掛けましょう

- なるべく普段一緒にいる人と少人数・短時間で
- 箸やコップを使い回さない
- 席の配置は斜め向かいに
- 会話をする際はマスクを着用
- 感染防止対策が徹底されている場所を利用



予防の基本は「手洗い」「ソーシャルディスタンス」「マスク着用」

基本的な対策とともに、3密を避け、毎朝の体温測定や健康チェックも重要です



- 体調が悪いときは外出しない
- 定期的に換気する（1～2時間ごとに5～10分間、窓や扉を開けて空気を入れ替える他、換気扇を回す、換気口を開けるなど、機械設備も活用しましょう）
- 40％を目安に、適度な湿度を保持する（加湿器の使用や洗濯物の室内干しが有効です）

個人・世帯向け

生活つなぎ資金

低所得者向け

低所得で、思いがけない出費があつて困っている方に、生活資金を無利子で貸し付けます。

対象 旭川市に3か月以上住所を有する、低所得者世帯等の世帯主

金額 原則として次の収入日までの食費相当額

【詳細】生活支援課 ☎25・9108



社員寮等から退去した方への市営住宅の使用

低所得者向け

新型コロナウイルスによる影響で、昨年2／1以降に解雇され社員寮等を退去した方で、経済的に困りの方は市営住宅を一時的に使用できます。

※使用料等は問い合わせを。

【詳細】市営住宅課 ☎25・8510



住居確保給付金

収入減の世帯向け

離職や廃業、その他の理由で収入が減少した世帯に、家賃額（上限額あり）を給付します。

※詳細は問い合わせを。

【詳細】生活支援課 ☎25・9838



生活福祉資金の特例貸付

収入減の世帯向け

緊急小口資金（コロナ特例）

新型コロナウイルスによる影響で、就労収入が減少した世帯などに、生活資金を無利子で貸し付けます。

貸付限度額 1世帯1回限り20万円以内

据置期間 貸付日から1年以内

償還期間 据置期間終了後2年以内

【詳細】社会福祉協議会 ☎23・1185



国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険料の減免制度

収入減の世帯向け

次のいずれかの要件を満たす方は、申請により保険料が減免になります。

保険料を全額免除＝新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯

保険料の一部を減額＝新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が次の全てに該当する世帯

●令和2年の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかが、令和元年に比べて3割以上減少した

●令和元年の所得の合計額が1,000万円以下（介護保険の場合は除く）

●収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計が400万円以下

※収入等を証明する書類が必要。

詳細は市 ☎に掲載。

申請期限 3／31(木)

【詳細】国民健康保険課 ☎25・6247、

後期高齢者医療制度は ☎25・8536、

介護保険課 ☎25・5356



母子福祉資金等貸付金

ひとり親向け

生活資金の貸付

就労収入が減少した方に、生活資金を無利子で貸し付けます。

対象 児童を扶養しているひとり親の方

金額 上限月額105,000円

※減少した収入との差額を貸付け。

貸付期間 最大6か月

返済期間 貸付けをした月の6か月後から5年以内



現在、貸付金を償還中の方の支払い猶予

現在償還中の貸付金について、就労収入の減少で、償還金の支払いが困難な場合、最大6か月の支払い猶予を行っています。

※納期限が過ぎていない償還金に限る。

【詳細】子育て助成課 ☎25・9107

就学援助制度

小・中学生がいる保護者向け

就労収入が減少し、基準額以下となった方に、学用品費や給食費などを援助します。

【詳細】学務課 ☎25・9117



その他

●水道料金等の支払いが困難な方

水道局料金課 ☎24・3150

●国民健康保険・後期高齢者医療制度における医療機関等での窓口負担金の支払いが困難な方と、被用者の傷病手当金（新型コロナウイルス感染症関連）の申請（傷病手当金の詳細は本誌20ページに掲載）

国民健康保険課 ☎25・6247、
後期高齢者医療制度は ☎25・8536

個人・事業者向け

市税の徴収猶予の特例制度

市税の納付が困難な場合に、最大1年間、無担保・延滞金なしで徴収を猶予します。

対象 昨年2月以降の事業・給与収入等が、前年同期と比べておおむね20%以上減少しており、納付が困難な方

対象の市税 個人市民税、法人市民税など（2／1(月)までに納期限が到来するもの）

申請期限 各納期限

【詳細】納税推進課 ☎25・5980

市税・国民健康保険料の納付猶予制度

上記の要件を満たさない場合でも、納付が困難になった方への猶予制度がありますので、ご相談ください。

【詳細】納税推進課 ☎25・5980

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの方への各種支援や相談窓口をお知らせします

市の支援・相談窓口

新型コロナウイルスに関する支援や相談窓口など、健康相談以外の問い合わせを受け付けています。どこに相談したら良いかわからない場合は、右記へお電話ください。



新型コロナウイルス案内ダイヤル

☎25・6450

FAX 22・8062

受付時間 9：00～17：00

あさひかわプレミアム付商品券の購入期限は1／29(金)まで

同商品券の購入引換券をお持ちの方は、期限内に最寄りの郵便局で購入してください。

引換期限 1／29(金)

販売窓口 市内の郵便局 平日9：00～17：00



あさひかわプレミアム付商品券の3次販売

引換期限内に購入されなかった商品券を3次販売します（販売数は未定）。購入・引き換えは郵便局ではなく、指定の店舗となります。なお、利用期限は2／28(日)です。

販売内容

①全取扱店対象券＝1冊・販売価格10,000円（12,000円分の商品券）

②飲食・商店街等対象券＝2冊セット・販売価格5,000円（7,000円分の商品券）

※申込みは①②のいずれか1つ。申込み多数の場合は抽選。

対象 18歳以上の旭川市民（世帯主以外でも申込み可）

申込方法・期間

●専用受付フォーム（24時間受付）・1／10(日)9：00～21(木)19：00

申込み時に購入希望店舗を選択してください。

●専用はがき・1／10(日)～21(木)（当日消印有効）

はがきを設置している店舗が商品券の販売店舗となります（はがきには、購入希望先として、あらかじめ販売店名が印字されています）。



はがき設置店舗（商品券販売店）

イオンモール（旭川駅前・旭川西）、イオン旭川（春光店・永山店）、ウエスタン（川端店・北彩都店・パワーズ店）、スーパーアークス（東光店・豊岡3条店・西神楽店・パルプタウン店）、ベストプライス（神居東店・末広東店・永山中央店・東旭川店・六合店）、スーパーチェーンふじ春光台店。また、東鷹栖支所・西神楽支所・江丹別支所にも最寄りの店舗のはがきを設置しています。



販売期間 2／12(金)～18(木)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、購入者が特定の店舗に集中しないよう、商品券の販売店を指定します。販売店は、希望に沿えない場合があります。申込みの結果は、通知はがきで確認を。

あさひかわプレミアム付商品券の利用期限は2／28(日)まで

3次販売分を含め、同商品券は2／28(日)までに利用してください。期限を過ぎた場合は、商品券を利用できませんのでご注意ください。

利用場所 市内の登録取扱店

※取扱店には、利用可能な商品券の種類が分かるステッカー等が貼られています。

※取扱店一覧は、市 ☎に掲載している他、市内郵便局販売窓口（1／29(金)まで）や各支所、公民館等に設置しています。



問い合わせ

あさひかわプレミアム付商品券等発行事業実行委員会
☎21・3620（土・日曜日、祝日を除く9：00～17：00）

事業者向け

旭川市飲食店緊急応援支援金

新北海道スタイルを実践している市内の飲食店に給付します。

対象 次の要件を満たす市内の飲食店

- 市内で飲食店営業許可、喫茶店営業許可（催事・臨時・自販を除く）を受けていて、今後も事業継続の意思がある
- 施設内で調理等をし、施設内の飲食可能なスペースにテーブルや椅子等を常時設置している



金額 1店舗につき20万円

申請期限 1/31(日)（消印有効）

申請方法 経済交流課（〒070-8004 神楽4の6）に郵送（簡易書留・レターパックプラス等郵便物の追跡ができ、配達時に受取り確認がされるもの）または持参

【詳細】経済交流課☎73・9850



がんばる小規模事業者応援給付金

市内に事業所または事業所を有する事業者（個人事業主・フリーランスを含む）に給付します。給付要件等は市HPで確認を。

※国の持続化給付金の給付対象となる事業者を除く。

金額 1事業者につき20万円

申請期限 2/26(日)

申請場所 ベストアアメニティ旭川ビル1階（5の9）

【詳細】がんばる小規模事業者応援給付金担当
☎29・6615



固定資産税・都市計画税の特例制度

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等は、事業収入の減少割合に応じて、所有する来年度分の事業用家屋と償却資産の固定資産税・都市計画税を特例で軽減することができます。

対象 昨年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年の同期間と比べて30%以上減少している中小事業者

特例の割合

事業収入の減少の割合	軽減割合
30%以上50%未満	1/2
50%以上	全額

申告期限 2/1(月)

※申告方法等は市HPに掲載。

【詳細】資産税課☎25・9752、☎25・5904



その他の支援・相談窓口は
市HPをご覧ください



旭川市公共交通乗務員慰労金（直接申請）

新型コロナウイルス感染拡大時期に市民の移動を支えていた市内に本店のある路線バスとタクシー乗務員に慰労金を支給します。対象等は市HPで確認を。

金額 2万円

申請期限 2/19(金)（必着）

【詳細】都市計画課☎25・9851



特別金融相談窓口

経営に影響を受けている中小企業などを対象に、融資制度をはじめ、金融に関する相談窓口を設置しています。

※市HPにも様々な支援を掲載。

【詳細】経済総務課☎25・7042



経営支援等の相談窓口

経営に影響を受けている事業者を対象に、ニーズに合わせた支援策の紹介や経営支援、事業承継等の相談に応じています。また、新たに経営革新や新事業創出に取り組む事業者をサポートします。

【詳細】旭川産業創造プラザ☎73・5533

（✉sodan@arc-net.or.jp）、
産業振興課☎65・7047



事業者サポート窓口

国の持続化給付金や道の上乗せ支給金、雇用調整助成金の内容や申請方法について、相談を受け付けています。

※相談により支給決定が確約されるものではありません。

受付時間 9:00~17:00（平日のみ）

【詳細】企業立地課☎25・9172



旭川市の 「新型コロナウイルス感染症対策」 にご支援を！



市民の健康を守り、安心して暮らせるまちになるよう、感染症対策に充てるご寄附を受け付けています。

※詳細は市HPをご覧ください。問い合わせを

【詳細】総務部総務課☎25・5418

